

2021年3月26日

No.20042
お客さま各位**国内貨物運送約款の改定について（2021年3月28日付）**

平素より JALCARGO をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

日本トランスオーシャン航空株式会社（以下、JTA）は、2021年3月28日より、日本航空株式会社（以下、JAL）と一部の共同引受による運航を開始し、該当の路線および期間においては、現行の便名「NU」を「JL」に変更します。併い、JAL グループでは国内貨物運送約款の改定を国土交通省に申請、以下内容にて認可を受領いたしましたので変更点を含めご案内いたします。

記

1. 適用開始日時 : 2021年3月28日（日）
2. JAL/J-AIR/HAC/JAC 4社の現行約款との変更点 : 左記4社にJTAの追加および名称の変更

名称**現約款**

国内貨物運送約款

新約款

日本航空・ジェイエア・日本エアコミューター・北海道エアシステム・日本トランスオーシャン航空共通国内貨物運送約款

第1条 約款の適用**現約款**

1. この運送約款は、会社の国際貨物運送約款が適用される場合を除き、国内の貨物運送及びこれに附帯する業務に適用されるものとします。「会社」とは日本航空株式会社、株式会社ジェイエア、株式会社北海道エアシステム及び日本エアコミューター株式会社をいいます。

新約款

1. この運送約款は、会社の国際貨物運送約款が適用される場合を除き、国内の貨物運送及びこれに附帯する業務に適用されるものとします。「会社」とは日本航空株式会社、株式会社ジェイエア、株式会社北海道エアシステム、日本エアコミューター株式会社及び**日本トランスオーシャン航空株式会社**をいいます。

現約款

規定なし

新約款

3. 第1項の規定にかかわらず、日本トランスオーシャン航空便名での日本トランスオーシャン航空株式会社による運航便については『**日本トランスオーシャン航空 国内貨物運送約款**』を適用し、この運送約款は適用しないものとします。

現約款

3. 貨物運送状の作成日において有効な運送約款及びこれに基づいて定められた規定が当該運送に適用されるものとします。

新約款

4. 貨物運送状の作成日において有効な運送約款及びこれに基づいて定められた規定が当該運送に適用されるものとします。

附則 適用開始日の変更

現約款

この運送約款は令和 2 年 10 月 25 日から適用します。

新約款

この運送約款は令和 3 年 3 月 28 日から適用します。

3. JTA の現行約款との変更点 : 以下のとおり

第 1 条 約款の適用

現約款

規定なし

新約款

3. 第 1 項の規定にかかわらず、日本航空便名での日本トランスオーシャン航空株式会社による運航便については『日本航空・ジェイエア・日本エアコミューター・北海道エアシステム・日本トランスオーシャン航空共通国内貨物運送約款』を適用し、この運送約款は適用しないものとします。

現約款

3. 貨物運送状の作成日において有効な運送約款及びこれに基づいて定められた規定が当該運送に適用されるものとします。

新約款

4. 貨物運送状の作成日において有効な運送約款及びこれに基づいて定められた規定が当該運送に適用されるものとします。

附則 適用開始日の変更

現約款

この運送約款は令和 2 年 10 月 25 日から適用します。

新約款

この運送約款は令和 3 年 3 月 28 日から適用します。

4. その他ご案内 :

改定後の約款は、近日中に弊社ホームページに掲載いたしますので、詳細は以下 URL よりご確認ください。

(<https://www.jal.co.jp/jalcargo/dom/conditions/>)

以上